

教育厚生委員会会議録

日時 平成24年10月1日(月) 開会時間 午前10時07分
閉会時間 午後3時30分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 土橋 亨
副委員長 桜本 広樹
委員 臼井 成夫 望月 清賢 清水 武則 保延 実
仁ノ平尚子 久保田松幸 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育委員長 小林 久 教育長 瀧田 武彦 教育次長 岩波 輝明
総務課長 秋山 孝 福利給与課長 堀内 正基 学校施設課長 駒井 和彦
義務教育課長 渡井 渡 高校教育課長 赤池 亨
新しい学校づくり推進室長 池田 友博 社会教育課長 近藤 周利
新図書館建設室長 渡辺 恭男 スポーツ健康課長 相原 正志
全国高校総体推進室長 半田 昭仁 学術文化財課長 高橋 一郎

福祉保健部長 三枝 幹男 福祉保健部次長 原間 敏彦 福祉保健部次長 鈴木 治喜
福祉保健総務課長 横森 梨枝子 監査指導室長 遠藤 裕也 長寿社会課長 布施 智樹
国保援護課長 小澤 賢蔵 児童家庭課長 宮沢 雅史 障害福祉課長 篠原 昭彦
医務課長 田中 俊郎 衛生薬務課長 大久保 正弘 健康増進課長 大澤 英司

議題 (付託案件)

第88号 山梨県食品衛生法施行条例中改正の件
第91号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの

請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて
請願第23-18号 教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善を求めることについて
請願第24-10号 重度心身障害者医療費助成制度の現行のまま窓口無料の継続を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
請願23-1号、請願23-18号及び請願24-10号については継続審査すべきものと決定した。
また、重度心身障害者医療費助成制度の見直しについて、「申入書(案)」のとおり知事に申し入れることを決定した。

審査の概要 初めに委員席の指定を行い、別紙着席表のとおり指定した。
次に、委員会の審査順序について、教育委員会関係、福祉保健部関係の順に行

うこととし、午前10時7分から午後0時29分まで教育委員会関係（午前11時9分から午前11時16分まで休憩をはさんだ）、休憩をはさみ午後1時31分から午後3時30分まで福祉保健部関係（午後2時58分から午後3時24分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

※第91号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの

質疑

（甲府支援学校等施設整備費について）

桜本副委員長 教3、学校施設課の甲府支援学校等施設整備費について質問させていただきます。まず、新しい高等支援学校整備事業の件であります。対象とする生徒の居住地範囲は、どこまでのところを想定しているのでしょうか。

駒井学校施設課長 生徒の通学区域は全県を予定しております。

桜本副委員長 全県ということで、寄宿舍を建設して入寮する生徒と、通学する生徒の分け方をお伺いします。

池田新しい学校づくり推進室長 寄宿舍を新たに設置する予定でございますが、基本となる生徒像は、自分で通学できる力を持つ子供が中心です。ただ、全県1区ということで富士北麓・東部地域からの入学も予定しておりますので、基本的にはそちらの方面の生徒が入寮の対象となると思います。

桜本副委員長 今、山梨県を取り巻く公共交通機関に不備が生じている中で、通学バスの用意は考えておいででしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長 スクールバスにつきましては、石和温泉駅から新設高等専門学科間への運行を考えています。

桜本副委員長 ということは、エリアを決めてスクールバスを運行するというのではなくて、石和温泉駅と学校の間だけスクールバスで往復するという考え方でよろしいでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長 将来就業を見込んでいる子供たちということで、通学は将来通勤にもつながるということで、ふだんからのそういう能力を養うというのも通学の1つの目的になっております。ただ、学校が石和温泉駅から遠いということで、その間のスクールバスを考えております。

桜本副委員長 次に、わかば支援学校の建設事業費について質問させていただきます。施設の老朽化に伴い、全面的な建てかえということで、教育環境の充実を図ることが目的になっているわけです。その中で、私がふだん感じている、そしてまた地元の方々も感じていることですが、この施設は周辺に、隣に御勅使南公園があったりと

か、あるいは施設全体が福祉保健部の管理下、基本財産になっているということですから、わかば支援学校へ通学する方々、あるいは車で利用される方々が、地域の方々も含めて、車等の出入りに関して非常に危険な経験をしています。施設としてこの状況をどう感じているのか伺います。

駒井学校施設課長 あその前の道路ですけれども、奥のほうというか、芦安のほうに採石場があって、ダンプが真っ直ぐ下ってくるとちょうどわかば支援学校の取り付け道路というようなこともあって、危険なのかなというお話は聞いております。また、今回委員が御指摘されました点を踏まえまして、学校から事情や、ふだんどんなふうに感じているかというようなことをよく聞いていきたいと思っております。

やはり委員もおっしゃられましたとおり、わかば支援学校の敷地も福祉保健部から借りているものでして、あの一带は福祉保健部が管理をしているということですので、管理者である福祉保健部にも、こういうお話があったということを伝えてまいりたいと思っております。また、奥に御勅使南公園を利用する方のための駐車場があって、公園を利用する方もいるということで、公園を管理しているのは県土整備部ということですので、関係課にも伝えて、住民などからどんな意見が来ているのか、そういった状況の把握に努めていきたいと思っております。

桜本副委員長 施設の入口のところは、南アルプス白根33号線という南アルプス市道が急カーブしています。そしてまた、施設の中に入りながら、県土整備部管理の御勅使南公園等の利用者の駐車場になっている。この2つの進入するところがそれぞれ非常に危険だということを地元の人も感じておりますし、また、施設を利用する方もそういった危険な目に遭っているということです。南アルプス市道33号線の改良ができるのか、あるいは福祉保健部資産になっている全体で施設進入路を考えるのか、あわせて検討していただけますでしょうか。

駒井学校施設課長 とにかくまずは情報収集に努めます。また、私も何回かわかば支援学校に行っているんですが、たしか、ちょうど取り付け道路の脇に御勅使川の氾濫防止の昔の石積みの堤の跡などもありまして、あそこに手を入れるのはなかなか大変なのかなという感じもしておりますので、その辺につきましては所管部局とよく相談をしてまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて

意見 (「継続審査」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第23-18号 教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善を求めることについて

意見 (「継続審査」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(公益財団法人山梨県体育協会における県補助金の過剰受給について)

桜本副委員長 また非常に残念な事件が起きたという感想を持っています。公費の不正支出ということで、44億円という、ほんとうにびっくりするような金額の不正が明らかになった。その矢先なのか、あるいは同じ時期に動いている可能性もあるわけです。指定管理者制度の導入がありましたが、平成9年から今までの体育協会と県との関係はどんなふうに変わってきているのでしょうか。

相原スポーツ健康課長 県体育協会は今年の4月に公益財団法人になりました。財団になるための条件もありましたし、そういう点では過去の財団法人であった体育協会とは、要するに、いろいろな執行面での透明性も高められているというふうに考えております。しかしながら、県といたしましては、過去もそうですが、いわゆる出資法人の指導監督要綱に基づく毎年の検査というような部分でのかかわり、そういう部分を中心とし、年1回の監査と、それからもう1つは監査委員事務局等の財政支援等の監査、そういう部分でのかかわりが中心だったように思います。

桜本副委員長 こういった問題というのは、必ずと言っていいほど指南役がいると思います。この経緯発覚後、出向という形なのか、形態は役職によっては違うと思いますが、県の関係者が何人か行っていた中で、どのぐらいまで職員の聞き取り調査が済んでいるのか、状況をお知らせください。

相原スポーツ健康課長 今までのこの件に関するスポーツ健康課のかかわりでございますけれども、前月の18日に記者発表を行いました。それまでの間、何分にも古い話ですので、金の流れということを中心に調査してまいったということで、中心は県体育協会が行い、それをサポートする形でかかわってきたということでございます。前月の下旬以降、体育協会においてはこれから、金の流れ以外の部分について全容を解明するために、例えば当時の職員からの聞き取りを行い、その中で、当時の事務執行の実態はどうだったのか、もしくは職員の責任についてはということまで今後解明する必要があるという前提で、聞き取りはこれからでございます。ただ一部、前月の27日から職員からの聞き取りを始めたところだと聞いております。

桜本副委員長 今、課長から、聞き取りは今後で、おおむねお金の流れは把握したという話がありましたが、ユニホーム、ワッペン、ポロシャツ、パソコン、会議用テーブルというようなことでお金の流れが把握はできているということのようですが、例えばその場合、業者からの納品書あるいは請求書、そして、領収書が、その細目というか、

会社別にわかるようになっているのか、その辺はいかがでしょう。

相原スポーツ健康課長 この口座は何分簿外口座ということでございますので、そういう文書的な部分での書類の整備は基本的にはなされていないということで、領収書の類い、もしくは注文書、そういうものはございません。ただ、比較的新しいものにつきましては、買った物によって納入業者もわかりますので、わかるものについてはなるべく把握するように体育協会のほうで調査している最中でございます。

桜本副委員長 ということは、さっきの発言に戻りますが、お金の流れについてもまだ100%明らかになったというわけではないんですね。

相原スポーツ健康課長 調査資料といたしまして、かなり昔のものについては公式的な注文書とかそういうものは残ってはいないのですが、ただ、これに関する銀行から取り寄せた預金取引明細書がございまして、預金の出し入れについてのデータを取り寄せました。この口座ができた平成9年5月以降のデータですが、そのデータを見ますと、まず1つはほとんどすべてが振替になっているということ、それからもう1つは、その振りかえたときに、摘要欄に何に使ったかということが記載されているということ、それからもう1つは、当時の担当職員に聞き取りを行ったところ、記載されている内容以外の用途はなかったと言っていることから、協会としては私的流用はないと今のところは判断しております。ただ、確認できる部分がまだ残されているということですので、その部分についてできる限り確認していくというスタンスで臨んでいるところでございます。

桜本副委員長 通帳の引き出しで摘要と合っているということですが、通帳から現金化した後の金の流れというのが逆に用途不明になる可能性が一番強いと思います。そういった中で、県と今の体育協会との関係もあるかと思えます。そしてまた、体育協会の自浄作用というように、向こうにも幾つかの理事会とか、いろいろな役員会とか、そういった内部の組織的なものもあるかと思えます。県として答えられるところと答えられない部分があるとは思いますが、やはり県民の税金であるという目線で考えると、私的流用がなかったかどうかということもあわせて、ユニホームとかワッペンとか、あるいはパソコンとか会議用テーブルを購入した相手先の業者からも、そういったものがどのくらいか、ぜひ聞き取り調査を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

相原スポーツ健康課長 先ほども申し上げましたように、業者に聞き取りを行い、それが例えば領収書、帳簿等で入金を確認されているかどうかということの問い合わせは、順次、新しいものからやっているということですが、かなり古いものについては業者さんへの問い合わせについては、やっても領収書がなかったり、帳簿がなかったりすると確認ができないというような場合もございます。ただ、そういう部分を踏まえまして、できる限り調査していくというスタンスで今、体育協会が進めているというところでございます。また、ほんとうに私的流用がなかったかどうかということも含めまして、これから職員からの聴取を行うこととなりますので、そういう中で確認はできるのかとも思います。

桜本副委員長 今は指定管理というかわりだとは思いますが、今後、過去の職員の聞き取りだとか、あるいは納入業者の聞き取りだとか、県としてのどういう立場で、体育協会とかかわりを持っていく考えですか。

相原スポーツ健康課長　今回につきましては、補助金の過剰受給ということで、手続上は補助金の交付を所管している当課としては、平成17年度以降につきましては適正に執行されているということもございまして、補助執行分について、今までどおり県でチェックしていくということでございます。ただ、もう片方では出資法人という立場もございまして、この立場から、今まで1年に1度監査をしておいたものについて例えば2回にふやすということで、今考えていますのは、10月にもう1回分ふやして、そのふやした中で、過年度ではなく当該年度分について、年度の中途ではありませんけれども、執行状況について調査していく、監査していくということ。その監査の方法も、従来、総務課職員からの聞き取りが中心だったわけですが、10月の監査においては、各事業課における各執行担当者から直接状況を聴取する中で、全体の事務執行もしくは書類の整備等について確認をし、また指導をしていきたいと考えています。

桜本副委員長　ということは、もう一度10月中に監査をする。では、体育協会は、きょうの我々の意見だとか、あるいは県からの考え方に対して調査した結論を出す、そういった予定があるんですか。体育協会は内部的にどういう説明をする予定なのか、聞いていますか。

相原スポーツ健康課長　この件に関しては、体育協会の問題として、県民から理解が得られるような問題ではない。早期に調査を行う中で、理事会、評議員会にかける案件ですので、そういうふうに報告をしていきたい。また、なるべく早期に対応するというところで、全容解明に全力を尽くしていくと聞いております。

動議

桜本副委員長　そういった経過を踏まえて、体育協会の評議会、理事会等の内容を見て、この委員会で体育協会に赴いて現場調査をすることは、委員長、できますでしょうか。

意見

望月（清）委員　委員会が始まる前に、できるだけ資料をきちんと委員の皆さんに配付して、審査ができるような状況をつくってもらいたい。

採決　　全員一致で閉会中も公益財団法人山梨県体育協会の審査を行うことと決定した。

仁ノ平委員　継続審査をされるとのことですが、きょう、今の段階で簡単に触れさせていただきたいと、この段階でできることを質問させていただきたいと思います。桜本委員となるべく重ならないように簡潔にしたいと思います。

確認ですが、このことが発覚したのは8月1日の調査、そして、先月から調査をしているということのお話がありましたが、それは間違いはないですか。

相原スポーツ健康課長　県体育協会においては、8月1日付の監査委員事務局からの監査執行通知を受けて、それ以降、内部調査に入っております。スポーツ健康課としては、8月23日にその中途の調査部分の報告がありましたので、それ以降、体育協会をサポートする形でかかわってきているという状況でございます。

仁ノ平委員　今、それを確認させていただきましたのは、きょういただいたペーパーに、「全

容を明らかにするように指導していく」とあります。今の、8月から始まって、詳細はこれから全容解明していくんだというお話ですが、きょうこの委員会の席に来ましたら、9月10日に体協から出された要望書が置いてありました。その中に、裏のページですけれども、「財源の確保について」と書いてあるんです。そして、「自力確保には限界もある。事業経費の助成について格段の配慮をお願いしたい」とここに書いてある。事が発覚したのが8月、そして、8月に調査している。今も調査しているし、これから調査していくのに、9月10日の段階で、今は不正が行われていないとしても、七、八年前のことだとしても、この段階でこのタイミングで、助成について格段の配慮という要望が出るのはちょっといかがなものかと思いますが、お考えはどうか。

相原スポーツ健康課長 県体育協会のことですので想像で答えるしかないのですが、要は、これについては関係者のみに聞き取りを行っていたということで、広く体育協会の職員全体の中にこの情報を広めながら調査をしていたということではないと聞いております。そういう意味からすると、ごく限られた人間が調査にかかわっていたのでありまして、基本的に公にされたというのは、記者発表の9月18日以降と思っております。したがって、9月10日の時点では、体育協会の幹部の方々の中でも、ごく一部の方しかそういうことは知らなかったということもあるのではないかと考えております。

仁ノ平委員 9月10日ですけれども、最後の新聞報道がいつか記憶はありませんが、そうだとすると、これ、事前に取り下げることもできたであろうし、ちょっと配慮に欠けるのではないかとすることは申し上げておきます。
さて、次です。領収書類がないので、ほんとうに私的流用がなかったと言えるのかどうかということを伺っておきたい。

相原スポーツ健康課長 先ほども申し上げましたように、簿外口座ですので、領収書のような証拠書類は極めて少ないという状況でございます。関係する書類といたしましては、銀行からの取引データになりますけれども、これによると、出金は振替によるもので、現金の支出はなかったということ、それから、物品名が記載されていること、さらに当時の担当職員からの聞き取りでは、記載されている内容以外の用途はなかったと言っていることから、体育協会としては私的流用はなかったと言っています。

仁ノ平委員 桜本委員は指南役という言葉を使っていますが、事務局責任者の責任について、全容解明の後と思いますが、今現在どのようにお考えかお伺いしたい。

相原スポーツ健康課長 今まではお金の流れについて調べてきたと。何分にも、口座が見つかったから、その預金通帳がいつつくられたものなのか、また、途中から関与する口座が新たに出てきてということもございまして、その部分の調査について非常に時間をとられた状況でございます。今後は、過剰受給した補助金についての全容を明らかにしていく、職員の責任も明らかにしていくというふうを考えていまして、先月27日から県職員が同席いたしまして、県体育協会の専務理事等が当時の職員等から事情聴取を始めたところでございます。今後についても事情聴取を徹底していく中で、お金の流れ、もう1つは職員の責任の問題、そういうものについても理事会に諮る中で明らかにしていくということになると思います。

仁ノ平委員 次に伺うことも全容解明の後ということになると思うんですが、実は体育協会というのは私たちにすごく身近なんですよ。一住民として毎年自治会を通じて、会

費というか、拠出金というのか、何百円単位ですけれども、すべての県民が拠出をしている。そして、地域スポーツで参加もしている。応援もしている。地域単位競技グループがあれば、自治体単位で応援にも行く。全県でそのような参加の仕方をしているし、私たちにすごく身近な組織です。そこでこのようなことがあった。そして、消防協会のことがあった。県民にとっては、公益団体なのか、出資法人なのか、県がやっているのか、ほとんどの県民はよくわかりません。そして、耳に入るのは、「また県が」という言葉が入ってきます。県民にとっては県がやっていることという感覚が大きいです。いろいろ続きまして、やはり身近な団体であるだけに、信頼の回復がとても、一番大切なことだと。今後、解明と同時に信頼回復ということが何よりも求められると思いますが、今現在でのお考えを伺っておきたい。

相原スポーツ健康課長 私どもといたしましては、県体育協会が、県が指導するまでもなく、自浄作用を働かせて全容を解明し、早期に理事会、評議会等に報告し、公表すべきだと考えております。このため、県教育委員会といたしましては、10月1日付でスポーツ健康課内に専任の教育委員会事務局付主幹を配置いたしまして、早期の全容解明と再発防止に向けて取り組むことといたしました。また、先ほど申しましたが、出資法人指導監督要綱に基づく監査につきましても、当面、過年度の事業を対象としていた6月の監査に加え、10月にも新たに監査を実施することとし、年度の中途ではありますが、当年度の事業も対象といたしまして、今までのように総務課職員からではなく、担当職員から直接行うなど、直接聴取していく形で指導してまいりたいと考えています。

望月（清）委員 今回の件に関してですが、指定管理者制度とか、そういう団体に任せたといい形かもしれないけれども、相原課長の説明の中で、過日こういうことが発覚しましたと、他人ごとですよ。その中で今度は、じゃあ、どういうふうにするのかということをお先ほどからただしている中で、当時の職員の責任の追及も考えないではないということをおっしゃっているのですが、他人ごとじゃないですよ。そこら辺どうですか。

相原スポーツ健康課長 お金の流れの中で過剰受給があったということは確かにそのとおりでございまして、当時そこにかかわった職員の中には県から派遣された職員もおります。当時の幹部職員については県から派遣されているということもございまして、そういう意味からすると他人ごとではないということもございまして。ただ、全容が、誰がどういう指示で行ったのかということについてまだ調査の最中であるということもございまして、調査について全力を挙げてサポートしていく、また指導していきたいと県教育委員会としては考えているところであります。

望月（清）委員 県内を大変騒がせているんです。そういうところを、体育協会の自助努力によってそれを改善していつてもらいたい、それに期待するという程度のことを言っていますが、やっぱりこの要望書にも、体育協会の会長、横内正明という形で出ています。その辺はどう思っていますか。

相原スポーツ健康課長 今回の件については、体育協会の会長であります知事も、この事案の課題の解決に向けて事案の処理または再発防止等について万全を期していきたいと考えておまして、過剰に受給された補助金については、当然のことながら、今の段階であれば、自主返還するべく理事会等に諮っていくということもございまして。もちろん体育協会のそういう要望書が出されてきた問題については、確かにそういうことをやっておきながらということはあるわけですけれども、片方では、今できることについては自主返還もしくは再発防止に向けての取り組みということに尽き

るのではないかと思います。

望月（清）委員 いろいろ言いたいこともありますが、この中でこの要望書が出ている。これを取り下げないで平気で出しているんだったら、この問題について公益財団法人山梨県体育協会の会長に来てもらって説明を求めますよ。

相原スポーツ健康課長 要望書につきましては体育協会と協議をしております。

望月（清）委員 もうちょっときちんとやってもらわないと、知事に対してだって、余計に頭を下げたり、悩んだり、いろいろなことが出てくるんですよ。課長が今、最初に、「大変お騒がせして申しわけない。その当時の職員かもしれないけれども、私も担当してまことに申しわけない」ぐらいの謝罪があって、それから事の説明をするぐらいのことがあって当たり前じゃないかと思います。

清水委員 今の問題はいろいろあるから、暫時休憩して、統一した意見で答えを求めるほうがいいのではないですか。

（ 休 憩 ）

瀧田教育長 ただいま委員各位から厳しく御指摘がありましたように、過去のことでありますが、不正が行われたということは、非常に遺憾であると同時に、大変残念な思いもいっぱいでございます。特に知事を会長としていただく組織であり、また私自身も副会長という地位にありながら、委員の皆様、それから、多くの県民に不安や不信を抱かせたことはまことに申しわけないと感じております。

先ほど説明にもありましたように、今後は特別に職員を1名配置して解明に努めてまいりますので、県民の皆様にご理解いただけるような解明作業を進めるとともに、こうした事案が二度と起こらないよう、再発防止にも万全を期してまいります。そういった意味でもぜひ委員の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

白井委員 実は指定管理者として体協が山梨県のほとんどの体育施設を管理していますけれども、指定管理者になったのは何年からですか。

相原スポーツ健康課長 平成18年からです。

白井委員 そうすると、指定管理者になる前から、なった後も同じことを繰り返したということだね。

相原スポーツ健康課長 補助金の過剰受給は平成16年度まででございまして、過剰受給のあった、そのプールされたお金は平成19年度まで使われていました。

白井委員 指定管理者になった後のことを聞いているのですが、指定管理者の予算でやるのではなくて、これは県に要求して、県から補助していくという性格のものですか。

相原スポーツ健康課長 このユニホームに関していいますと指定管理者とは特に関係がなくて、国体のユニホームについて、県と体協が半々ずつ出していくということでございます。

白井委員 くどいようだけど、指定管理者が負うべきもの、県が負うべきものは克明にセパ

レートされて、契約書か何かにはあると思うんだよね。それでないと、これはどっちが払うのかみたいな話にいつもなってしまうから、金額幾ら以上はどうだこうだということは、体協に限らず、すべての指定管理者とあるはずなんだけれども。そうすると、これは指定管理者の範疇でないということが、課長の答弁でわかりましたけれども、説明資料を見てもよくわからないのだけれど、17年以降はやっていなくて、16年までに補助を受けたものをその後も使っていたということですか。

相原スポーツ健康課長 委員おっしゃるとおりでございます。

(児童生徒のいじめ問題について)

桜本副委員長 いじめの問題であります。先般、新聞記事によると、小中学校でいじめに対するアンケートを取っているということですが、小学校と中学校の割合はどうなっていますか。

渡井義務教育課長 昨年度のデータで、いじめアンケートやっているのは、小学校が83.2%、中学校が91.2%であります。

桜本副委員長 今、小中学校ばかりではなく、高校生にいじめ、自殺というようなことが日常茶飯事のように、マスコミを通じて報道されていますが、高校に対してアンケートの実施割合はいかほどでしょうか。

赤池高校教育課長 高等学校に関しましては100%アンケートを実施しております。

桜本副委員長 今、一年中、そういった問題が起きているわけですが、年に1度ということではなくて、やはり年に何回か調査すべきだと思いますが、小中学校、高校、どのようにお考えでしょうか。

赤池高校教育課長 高等学校では、7月と、それから、今、2学期制でありますけれども、12月ごろ、それから、年度末と、3度実施しております。

渡井義務教育課長 小中学校でも学期ごとにアンケートをとるような指導をしております。

桜本副委員長 小中高校において、その実態を生徒なり保護者に公開することはどんな状況になっていますか。

渡井義務教育課長 公開につきましては、基本的に小中学校は各学校に扱いを任せているという状況ですので、公開しているところもあると思いますが、そのやり方についてはそれぞれというふうに把握しています。

赤池高校教育課長 いじめの各学期の認知件数とか、いじめの実態につきましては、各学校の生徒指導部というところですべてを掌握してしまして、県下のいじめの例、他校の例を集めまして指導に生かしておりますけれども、それを学校として公開しているということはありません。

桜本副委員長 いじめにおいては、学校あるいは教育委員会等の閉鎖性というか、公開をしないといたところが、やはり問題になっているのではないかと思います。小中学校においては学校に任せている、あるいは高校においては公開をしていないというように、てんでばらばらというところもあるかと思えます。匿名性は条件だと思えます

が、小中高校では今こういう問題があるということについてはこれからどんどん公開していく、そういった機会を広げていくことが重要かと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

渡井義務教育課長 個人情報等の問題もございますので、その点留意する中でできるだけ明らかにしていくような指導をしていきたいと考えております。

赤池高校教育課長 各学校で個別に、うちの学校は今、いじめは何件ですというふうには、数字的には公開することは検討したいと思いますが、何分個人情報が含まれていますので、いじめの対応等についてはなかなか難しいところはあるかもしれません。

(高校入試制度について)

桜本副委員長 続いて、高校入試の件について質問させていただきます。高校入試のことで諮問している高等学校審議会が前期試験の問題等が出ていると思いますが、その中で、2007年度からスタートして、その評価についてどのような認識をしていますか。

池田新しい学校づくり推進室長 高校改革アンケートをずっと実施しております。その中で、中学3年生、高校1年生とクラス担任、保護者等を対象としたアンケートをしております。平成19年度から実施した前期入試については、中学3年生、高校1年生は非常に高い、8割を超えるような、よいという評価をいただいています。ただ、中学校の担任をしている先生方、高校の先生方の評価は、生徒たちに比べるとかなり低い評価となっております。

桜本副委員長 前期試験の合格者の中には学力不足が指摘されているということをよく耳にするんですが、前期と後期のどのくらいの差があるのでしょうか。それを実態調査するには、高校に入学されてからの、例えば1学期の評価だとか、2学期の評価だとか、こういった部分について学力不足を指摘されているのでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長 客観的にどの程度学力が低いかという数値は調べたことはございませんが、前期で入学した子供すべてが低いというわけではございません。今、特に高校のほうから意見が多いのは、前期入試はAとBというふうに分けてやっているのですが、Bのほうは特に部活等で優秀な成績をおさめた生徒ということで、若干だと思いますが、そういう傾向があるということだと思います。

桜本副委員長 確認ですが、A条件は調査票や面接、作文、そして、B条件がスポーツとか文化活動を重視した選抜方式ということでよろしいでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長 AもBも、調査書と作文、面接はすべてに課しています。ただ、Bのほうに関しては、調査書の比重は若干低くなってしまっていて、あと、それに特技というか、実技の面を考慮するようになっております。

桜本副委員長 2007年から5年ほど経過しているわけですので、やはり受験生、そして、学校の現場、それは中学校も高校も、いろいろな角度から調査、検討しながら、要は、高校に入って、スポーツの中でそういった部分を向上していく、あるいは学習意欲を持ちながらその後の進路にプラスになるようにそれぞれ高校教育というものはあるわけですので、そこにやはりマイナスがあってもいけないと思います。すべてに対してプラスの作用を出すような高校入試のあり方と、テーマとしては非常に難しいかと思いますが、今後どのような日程で前期試験の改革をお考えでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長 先日行われました今年度第3回目の会議におきまして、前期入試の必要性については各委員から継続というような意見がございましたが、やはり先ほど御指摘のあった学力面において若干の不安があるということで、その辺を今後改善したらどうかというような意見が多数ありました。

今後におきましては、年末までに審議会があと2回ございますが、答申をいただきまして、それに基づきまして教育委員会内部で、入試を受ける生徒にとって一番いい方法といたしますか、高校生活が送れるようなことを中心に考えながら検討してまいりたいと考えています。

(児童生徒のいじめ問題について)

保延委員

先ほど桜本委員からいじめの関係で質問がありましたけれども、一応、小中高でアンケートを実施しているということでありまして。その辺のアンケートをとって、あとは、高校の場合は生活指導部、小中学校に任せておるといようなことでもありますけれども、いじめの問題とか、それに伴って自殺が起きるといようなことが全国的に発生していますので、やっぱり教育委員会自体がそういうことをもう少しアンケートをとって、具体的にそのアンケートに基づいて行動しなければならないと思います。教育委員会としてはどういうふうを考えているのかお聞かせください。

渡井義務教育課長

県のほうでとっておりますアンケートにつきましては、各学校から細かい内容が上がってきますので、それを集計しまして問題を明らかにしております。例えば今回の件につきましては、どういういじめが実際に行われているのかといような中身につきまして、小学校も中学校も、冷やかしかからかいが一番多かったです。小学校が68.5%、中学校59.4%です。2番目に多いのは、これも小中とも同じで、軽くぶつかるとか、蹴られる。そして、3番目が仲間外れとか無視ということが、こちらで分析する中でわかりました。やはり生徒指導の担当者の会とか、あるいは先日、緊急いじめ対策会議等を行いました。そういう中で問題点を明らかにする中で取り組んでいます。

赤池高校教育課長

先ほど少し述べさせていただきましたけれども、高校は全部、教育委員会が直轄できますので、挙げられたいじめの案件についてはすべて担当が把握しています。その中で重篤なものについては我々の耳に入ることになっておりますけれども、今のところはそういうものは上がっておりません。どの学校でどのようないじめが起きているかということは把握していますけれども、特にこちらが対応するような案件はないということです。

保延委員

今お話がありましたように、教員にはそういうことを提示しているということですが、やっぱり保護者にもそういったことを周知して、保護者、また地域、また携わっている教員の方々にも、全体がそういう実態を把握して、社会全体でそういったものを少なくしていかなければならないと思います。そういう問題がある場合、PTAとか保護者、また地域にも公開して、先ほど言うように個人情報もありますからなかなか難しいと思いますけれども、全体がそういったものを把握して、少しでもそういう問題が少なくなるように努力をしていただきたいと思います。

渡井義務教育課長

先ほども申し上げましたが、学校側が隠すということではなくて、公開できるものは公開していくということは大切なことだと思っております。また、いじめがそもそも起こりにくいような学校をつくるというのが大前提だと思っておりますので、小中学校のほうでは心の教育を推進していくということで、特に道徳の授業

を中心にして、家庭や地域も巻き込む中で、挨拶運動とかボランティア活動というようなことも取り入れて、いじめが起こらないような取り組みを続けております。

赤池高校教育課長 高校においても、学校のみではなくて、保護者等に周知することは努めてまいりますけれども、今、教育委員会では、しなやかな心の育成プロジェクトというものを実施しております。この中で、高校の場合は通学時マナーアップ運動ということで、これを通して子供たちの心を鍛えていこうと思っています。こういったプロジェクトを全県に発信する中で、いじめの問題等についても対応できるように問題を提起しながら、県民全体を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

保延委員 ぜひ山梨県ではいじめによる自殺が出ないように、教育委員会でもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

安本委員 2点ほど質問させていただきたいと思います。質問に入る前に、先ほどの県体育協会の件ですけれども、望月委員からも話がありました。県教委として体協の自浄能力に任せてサポートするという発言がありましたけれども、県の公金が補助金を出した目的以外に使われているということについては、そういう立場でしっかりと厳しく究明をしていただきたいと思いますということは申し添えさせていただきたいと思います。

(キャリア教育の推進について)

今回の議会には主要施策成果説明書が提出されておまして、中を見せていただきました。まずそれについてお伺いしたいと思います。9ページの高校教育課、4のキャリア教育の推進、就業体験の実施の中に、県立高校のインターンシップ実施校32校ということであります。今、非常に就職も厳しい中で、就業体験というのは、私は子供たち、生徒にとって非常に有効だと思っています。大学に進学する学生に対しても就業経験の中で大きな効果があると思いますし、また、これから就職しようとする生徒にとりましても、短時間かもしれませんが、こういったところか、少しでも触れるということは重要なことだと思っています。32校は全校だと思っておりますけれども、人数的には何人ぐらいで、そして、どれぐらいの事業所に行っているのかお伺いします。

赤池高校教育課長 今回の9ページの就業体験ですけれども、ここでは就業体験等ということで、通常言われる事業所に出向いてのインターンシップと、それから、看護師、医師、薬剤師、そういうものを含めてここでは就業体験と呼ばせていただいています。そこで、今、委員御指摘のいわゆる事業所に出向いての就業体験ですが、平成23年度末、1,900名余りの生徒が817の事業所にお邪魔してお世話になりました。

安本委員 割り算すると1校60名ぐらいということだと思います。それで、私がお伺いしたかったのは、ここの予算現額が40万5,000円。ところが、決算額については10万9,000円ということで非常に執行が少ないんですけれども、当初予算と決算の乖離というのはどういう状況なのでしょう。

赤池高校教育課長 決算額のほうは、会議費ということで、インターンシップ推進委員会等を企画しております。30万円ほど使っていないものがありますけれども、これは講師を呼んで講演をするということを企画している学校に補助をするものとして考えておりましたけれども、ここではこれを全部まだ使い切っていなかったということで、また違う費用から学校で捻出したということもあって、このような結果になり

ました。

安本委員 平成24年度は38万9,000円という額がありました。平成16年からこの事業は実施されていると思いますが、だんだん予算が少なくなっております。効果的な執行ということではいいと思いますが、必要なものとしてはしっかり使っていたらいいと思います。事業的には終期はない事業というふうに聞いていますけれども、引き続き継続していただけるということによろしいでしょうか。

赤池高校教育課長 終期はないということです。大学生、それから、高校生の3年間の離職率というのがありまして、以前は七五三ということで、高校生の場合は3年間で5割の生徒が離職するというデータがありますけれども、厚生労働省の最近の調査ですと、これが4割を切ってきたということです。おそらくインターンシップがかなりの効果を上げている1つの要因だと思っていますので、この事業につきましては今後とも継続していきたいと考えています。

安本委員 予算規模的にはすごく効果があると思いますので、今後とも予算がふえるぐらいの取り組みをお願いしたいところなんですけれども、次の質問をさせていただきたいと思います。

(病弱な生徒の高等部教育について)

次に、病弱な生徒の高等部教育についてお伺いしたいと思います。特別支援教育につきましましては、昨年7月に、「一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて」というタイトルの県の推進プランが策定されまして、今後10年間の期間をかけてさまざま具体的な取り組みが始まっていると承知しております。今議会にも、わかば支援学校の改築、それから、かえで支援学校高等部の、軽度の知的障害のある生徒への新たな職業教育の充実など、そのプランに書かれた一つ一つに取り組んでいただいて、感謝しているところです。

そこで、病弱な生徒、中でも富士見支援学校及び同旭分校に通院している心因性、心の病を持つ生徒のための高等部設置についてお伺いさせていただきたいと思います。これは県の推進プランにも、高等部へ進学できない生徒の実態把握と、高等部を設置する肢体不自由児特別支援学校での受け入れを検討しますということで書いていただきました。また、昨年の6月の本委員会においても、新しい学校づくり推進室長から、肢体不自由児と病弱という障害種の組み合わせの特別支援学校がふえているという答弁がありまして、簡単に言うと、看板を2つかけて実現できるというような見込みも伺ったと思っておりますけれども、まず設置場所について、どのような検討をさせていただいているのかお伺いします。

池田新しい学校づくり推進室長 プランの中で、肢体不自由の支援学校を検討するということにはしてあります。それに向かって検討してきたところですが、肢体不自由の重度重複化が今、非常に進んでおります。もともと肢体不自由単一障害の子供に対しては、普通の高等学校とほとんど同じ、準ずる教育を行っておりますが、その準ずる教育をしている子供が非常に減っているという状況にあります。また、あけぼのについては、現在のところ教室不足等もありますので、肢体不自由に限らず、設置するところを広げて検討しているところでございます。

安本委員 北病院旭分校の場合はそこで中学校まで通っているわけですので、その近くのほうがいいのかという思いはします。教室不足はどこでもあると思いますが、例えば本校に併設するというような形はどうなんでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長 今、範囲を広げてと申し上げましたが、富士見支援学校本校のほうは、教室数も充足しておりますし、特別教室等も旭分校に比べてはるかに充実した施設になっておりますので、それを視野に入れて検討しているところでございます。

安本委員 設置場所についてはわかりました。
そのほか、検討していただいている中で課題になっているようなことはありますでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長 先ほど申し上げましたが、病弱の単一障害では、準ずる教育、高等学校とほぼ同じ教育をしなければなりません。義務教育と違いまして、進級するには、単位取得とか、卒業までの普通の教育、高等学校でいうと74単位は最低でも取らなければならないとか、あと、勉強の進度、一般の高校でいうと赤点はだめだとか、普通の高校とほぼ同じ状況ですので、病弱の生徒が規定の割り切ったルールでほんとうに進級とかができるのかというのも課題となっているところもあります。あとは、入試をどうするかというのも今、検討しているところでございます。そのような幾つかの問題点といいますか、課題点を整理する中で進めていきたいと考えています。

安本委員 設置場所、それから、単位の問題、高校は入学許可ですので、そういうものは私も承知していますけれども、ただ、今回の特別教育の支援プランの中にやっぱり「一人ひとりのニーズ」ということでタイトルが掲げられております。人数的には多くないということも承知していますけれども、そういう子供たちでも高校で学びたい。よもや通信制でいいよと教育委員会のほうからおっしゃることはないとは思いますが、1年待って行くということは非常に大変なことなんです。その1年間どうするかですね。ですから、全国の状況も聞いていただいて、できるだけ早くそういった課題をクリアして、開設をしていただきたいと思いますけれども、来年度とか再来年度というようにその見通しについて、ぜひ教育長からお答えをいただきたいと思います。

瀧田教育長 県教育委員会といたしましても、ただいまお答えいたしましたように、さまざまな課題がございます。その課題をできるだけ解決に向けて検討を重ねていきながら、開設できますよう鋭意努力を重ねてまいりたいと思います。

安本委員 時期的にはいかがでしょうか。

瀧田教育長 課題の大きさを考えますと、いつということはもちろん申し上げられません。平成25年度というわけにはもちろん参りませんし、では、平成26年度かということちょっと目算も立ちません。できるだけ早くお応えできるように努力してまいりたいと思います。

(小中学校における体罰事件について)

久保田委員 新聞等で山中湖中の体罰事件が報道されましたが、山梨県では本年度何件ぐらいあったのですか。

渡井義務教育課長 本件に関しましては、あつてはならないことでありまして、県民の信用を大変失墜させてしまったことに対して大変申しわけなく思っております。

御質問の件ですが、今年度、山中湖の今回の件を含めて3件ございます。1件は5月にありました笛吹市の中学校で、50代の教諭が、男子生徒の蹴ったボールが本人に当たったため指導しているときに、態度が悪かったということで、その男子生徒を蹴って打撲を負わせたものです。これは市教委によります嚴重注意の処分が行われております。

それから2つ目は、同じく5月に甲府市の小学校で40代の教諭が、授業中児童の態度が悪かったため、その児童を蹴ったりたたいたりしたということで、これも市教委による文書訓告の処分が行われております。

今回の件につきましては、山中湖村の中学校で50代の教諭が、授業中生徒の態度が悪かったために、その生徒を蹴ったりたたいたりしたという事案であります。この件の処分については、文書が上がってきてから検討するということになっております。

久保田委員 先生が注意を重ねたにもかかわらず、自分勝手な行動をしている生徒に対して、先生が体罰によりその行動を叱することは許されないことになってはいますが、学校は体罰でなく、どのような指導をしているのか、また、その生徒の行動をどうやって正していくのかをお聞きいたします。

渡井義務教育課長 現在体罰については法律等でも厳しく禁じられておりますので、体罰による指導はあってはならないものです。ついては、教職員はやはり教育の専門家として、体罰によらない指導はどういう指導をしたらよいのかということは常に考えて、研修もしていかなければならないと思っております。一番大切なことは、児童生徒理解をしっかりと、その生徒のみならず、家庭環境等もきちんと捉える中で、きめ細かく丁寧な粘り強い指導をしていくと、こういうことに尽きるかと思っております。

久保田委員 現在までに成果は具体的にどのようなものが出ているのですか。

渡井義務教育課長 成果というのは数で示すとかいうこともなかなか難しいことではありますが、いじめあるいは校内暴力等の数値でいえば、このところ減少傾向にありまして、今年度はちょっと横ばい傾向になっております。あるいは各学校において各教職員が取り組んでいることについて、研修会等で交流する中で把握するように努めております。

久保田委員 体罰等々聞きますけれども、やはり先生ばかりが悪いわけじゃないなとは思いますが、やはり先生ももっと強くなってもらって、先生だという態度を見せてほしい。今、子供たちに聞くと、先生を何々ちゃんなんて呼んでいることもある。やはり先生は先生ですから、先生と呼ばれるような先生になってほしいと思っております。

(学力向上問題について)

仁ノ平委員 いわゆる学力向上問題についてお伺いいたします。これについては本会議でも代表質問があり、話題になったと記憶しております。たしか一番新しいテストで、本県はすべての教科で全国平均の上下5%に入っているんだということが教育委員長からあったと記憶しています。

そこで伺いますが、そもそもどんなテストなのか教えてください。

渡井義務教育課長 御指摘のテストにつきましては、全国学力・学習状況調査と言われるものだと思います。これは平成19年度から全国的に実施しているもので、年度により悉皆でやるときと抽出でやるときがありますが、本年度は4月17日に実施されて、抽

出ということになっております。本県では46.6%の児童生徒が受けております。内容は、小学校6年生と中学校3年生に対して国語と算数・数学、理科の検査を行います。この検査につきましては、知識等を問う分野と、それから、その知識を使って活用する力があるかどうかを問う2つの部分に分かれております。また、これは学力調査だけではなく、学習状況調査も同時に行っております。これは質問紙調査になりますが、児童生徒に対する質問、それから、学校に対する質問をとることで生活習慣や学習習慣に関して調査を行っております。

仁ノ平委員 答弁の聞き漏らしがあったら許してください。このテストはいつから行われているのかということと、全都道府県参加しているのかということ2点を確認の意味で伺います。

渡井義務教育課長 この調査は平成19年度から実施しておりまして、全都道府県が参加しております。

仁ノ平委員 たしか、日本の子供の学力が不足しているんだということが大きな声で言われるようになって、それで平成19年から始まったと私はそのように理解しているのですが、どうしてこんなに学力不足と騒がれているんですか。日本の子は、山梨の子はそんなに学力が足りないんですか。お考えをお聞かせください。

渡井義務教育課長 そのことにつきましては、学力が低下していると言われるようになったきっかけは、OECDが行っている国際学力調査のPIISAテストが2003年に行われたのですが、少し学力が落ちて結果が少し悪かったというようなところや、当時、学校教育の現状や課題について十分に把握する必要があるというようなことも言われまして、この調査が始まったのではないかと把握しております。

学力が下がったかどうかという問題につきましては、国のほうでも県のほうでも、先ほど仁ノ平委員の説明があったように、プラスマイナス5%の範囲というのはいわゆる統計上の誤差の範囲で、そこに入っていればよいということで、基本的にはそういうふうには認識しております。本県もその中に入っておりますが、細かく平均点等を教科別に見ていきますと、平均点が小学校のほうは全国平均より少し低いとか、中学校はそれより上だったとか、このような結果になっております。

仁ノ平委員 10年前の国際的なテストで日本の子の順位が下がったということですが、私はどうも学力不足と言われることが不思議でならないんです。というのは、いいか悪いかは別にして、どう考えても、私たちが子供のころより大勢の子が、塾に当たり前のように行っています。それが恒常化しているじゃないですか。明らかに私たちが子供のころより勉強時間が長いと思うんです。それから、少子化の中で子供が少ないから、1軒の家庭の中でかける教育費も多くなっていると思います。あるいは、少人数学級も充実してきた。どうしてこんなに学力不足と騒がれるのか不思議でならない。

そもそも学力って何だと考えているのか、そこをお伺いしたい。

渡井義務教育課長 学力につきましては、私どもは次のようにとらえています。まず、基礎的な知識及び技能を持っている。次に、それらのものを活用して、課題を解決するために必要な思考力と判断力、表現力その他の能力。そしてもう1つは、主体的に取り組む意欲と伺いますか、態度。そういうものを総合して学力ととらえております。

仁ノ平委員 おっしゃるとおりかなと思いますが、ただ、私が疑問に思うのは、このテストは、

国語と算数・数学と今年は理科です。それをもって学力と言っているけれども、社会、英語、美術・図工、体育、家庭科、書道、読書あるいは生活能力、こういうのは学力じゃないんですか。このテストをもって学力で騒ぐというのは、どうもおかしいと思う。それで都道府県ごとの結果、順位が発表される。だって、たかが国語と算数、理科だけじゃないですか。学校で教えていることは、もっと全体的なものではないのか。それをもって学力と言われていることに、国語と算数と理科以外の先生は腹立たないのか。どうも私は変だと思う。

都道府県の順位は発表されているようですが、学校ごとの順位は発表されていますか。

渡井義務教育課長 今回の最後の質問ですけれども、基本的に都道府県の順位は公には発表されておられません。したがって、学校ごとの順位というのもないわけです。

学力が今の3教科だけではないのではないかと御指摘ですが、当然ながら、子どもは音楽とか図工とか美術、体育、技術家庭科、こういうようなものも重要な学力だと捉えております。そういう教科では、実技など技能面での力を見取って伸ばしていくということが大切でありまして、県教委としましても各教科ごとに教員の研修会を開催しましたり、指導や評価の実践事例をホームページに掲載するなどして学力向上に取り組んでおります。

今回の調査につきましては、はかれるものは学力の一部であるというふうに国のほうでも言っておりますし、そういう認識でおりますが、ただ、はかっている教科そのものにつきましては、これは学習指導要領に沿った力がきちんと身につけているかということをはかる調査ですので、これについての課題はきちんと明確にして、しっかり取り組んでいかななくてはならないと考えております。

仁ノ平委員

先ほど申し上げた教科の成績ももちろん学力だと、課長もお考えになって言ってくださったと思います。ちょっと話を戻しますが、そもそも日本の子供の学力が問題になったのは、2003年のOECDが行ったPISAテストでちょっと順位が下がって、フィンランドが1位に踊り出しました。今はその結果こういうテストをやるようになってしまっているけれども、そもそもそのときの日本の子供の弱点というか、そのテストのときに明らかになった傾向がいろいろ言われました。それをどのように把握されていますか。

渡井義務教育課長

PISAテストに関しましてはいろいろな課題が指摘されてはいるわけですが、日本の大きな特徴としましては、まず記述式の問題がわりと苦手であったこと。活用する力と申しましょうか、自分の考えを表現したりとか、そういうものが苦手であったということと、それから、解答を全く書かないという無解答の率が非常に高かったというようなこと、また、数学的リテラシーという分野があるんですが、それがほんのちょっとですが、トップの座から落ちてきたということが課題ではなかったかと考えております。

仁ノ平委員

私はそういうことにこそじっくり取り組んでほしいと思います。10年前の国際的なテストで、日本の子供は、ほかの国の子の倍ぐらい答えを書かない。無答率が高い。覚えていることは、記憶していることは書けるけれども、ちょっとこれはわからないという傾向の違う問題が出てしまうと、諦めて何も書かない。だから、そういうことにこそじっくり取り組んでもらいたいということと、先ほどの、ほかの教科も学力だと課長おっしゃるけれども、このテストだけして学力と言っていると、子供や親は誤解をする。国語と算数、理科が学力で、ほかのことはいいのかと重い軽いを考えてしまう。学力の一部と教員側はわかっているけども、子供たちは国語と算

数と理科だけか、それで判断されるのかと誤解を与えてしまう。それは望ましくないことだから注意をしてほしい。

さて、実はこの夏、学力向上ということで2つの県を視察をしました。その中身より先に私がすごく残念に思ったのは、どちらの県も、自分の県は学力をこう考えていますという話が一切なかった。学力についてこの県の取り組みを教えてくださいということ、2つの県とも、このテストに向けて何をしているかという話だけでした。ある県は、いつまでに平均に行きたいと言っていました。もう1つの県は、既にトップクラスだからさらにできたいと言っていたけれど、「あなたの県は学力ってどう考えているんですか」と聞いたかった。このテストで点を上げることを学力だと思っている。私は大いなる間違いだと思う。

それで、あまり飛躍した結びつけ方はしたくないので軽々には言わないですが、学力と大きな声で言われるほど、いじめと自殺と同じ時期にふえて、一緒に話題になっているじゃないですか。どこか関係があるように私には思えてならない。

お願いしたいことは、10年前の国際的なテストで、いろいろ日本の子供の弱点が明らかになったのは事実です。それにじっくり取り組むことが大事なのであって、このテストで一喜一憂することじゃないと私は思う。そして、国、算、理科あるいは英語、主要教科とか非主要教科と言うのも嫌なだけで、全部の先生が自信を持って、学力観も持って、県教委も臨むことが今大事なことで、このテストに振り回されることではない、一喜一憂することではないと私は思いますが、お考えはどうでしょうか。

渡井義務教育課長 全国学力・学習状況調査に対する取り組みもしておりますが、そればかりではなく、先ほど申しあげましたすべての教科について、教育課程研究協議会あるいは教育課程研究委員会を設けてそれぞれの教科の研究も進めておまして、すべての教科において学力が上がるように今後とも努力していきたいと考えております。

仁ノ平委員 教育長にも学力観を一言いただきたい。

瀧田教育長 個人的な思いも含めてですが、委員御指摘の点については同感でございます。一言で学力を答えろと言われると非常に難しいものがありますが、まさしく生きる力、もう少しやわらかく言えば、学習に取り組む意欲、そして、みずから課題を解決していく、みずからを律する力も含めて、そういったものを醸成していかなければいけないんじゃないかなと思っています。

私たちは学力・学習状況調査の平均点ということをつままたま話題として出させていただいておりますが、これは委員御指摘のとおり、1つの指標でございます。ですから、その指標ももちろんどちらでもいいというふうには考えていません。ただ、その指標から見えるもの、あるいはPISAのテストも同じ指標を私たちに見せてくれたものがありますので、これは私たちに与えられた課題と考えています。その課題も含めながら、広い意味での学力を醸成して、この子供たちが将来の日本を、山梨を担っていく子供たちですので、十分そういう子供たちに育てていきたいという、そういう使命を感じております。

仁ノ平委員 逆に本県にもよその県から学力の向上について視察に来るかと思えます。要望ですが、私はぜひ山梨の教育ってこうだという話から入ってほしいんです。この学力テストで順位をどう上げていますという話から入るのはものすごくおかしいことだと思います。

(県立高校の再編について)

白井委員 県立高校の再編の今後の見通しを端的に教えてください。

池田新しい学校づくり推進室長 整備基本構想の中で31年度までの構想になっておりますが、その中で、生徒数が少子化の影響で減っている地域、東部地域、峡南地域、峡北地域、その3つが上から3つですが、東部地域については再編の方向で進めておりますので、峡南地域で今後、再編を考えています。

白井委員 峡南に限らず、見通しを、いつまで、どこまでを今考えているのかということをお願いいたします。

池田新しい学校づくり推進室長 地域の高校の再編整備については、今お答えしたとおりですが、そのほかにつきましては、各学校のクラス数の編成など、その方向で調整をしていきたいと考えています。

白井委員 先ほどの答弁で、峡北も峡南も、幾つか地域を挙げた。それらをあくまでもタイムスケジュールとして、大体何年ぐらいに、最終目標はどの辺にあるのか、当然いわゆるマクロでも担当はわかっているはずだから、それを教えてください。

池田新しい学校づくり推進室長 峡南地域につきましては、この基本構想ができて、その後31年まで40%を超える減少率ということで、その地域の再編を最優先に考えております。峡北につきましては、北杜市立の高校との調整もありますので、それを含めて検討する中で、既に北杜高校という、過去の峡北農業、峡北高校、須玉商業との再編も既に行っていることから、今後高校のあり方等についていろいろな方面と調整しながら進めていきたいと考えています。

白井委員 旧学区で言うならば、例えば甲府あるいは中巨摩等はどうですか。

池田新しい学校づくり推進室長 旧甲府学区と南アルプスを中心にする中巨摩学区につきましては、生徒数の減少が少ない地域になっております。ただ、生徒数はどの地域についても減っていきますので、それに対応して、基本構想の中で6を基準とする学級数への再編といえますか、クラス数の各学校を整備していきたいと考えています。

白井委員 山梨県の教育委員会は、いわゆる公立偏重ということが長い間指摘をされている。教育長は高校の先生出身ですが、いわゆる公立偏重ということが私学の学校経営を圧迫してきている、あるいは公立偏重という県の姿勢が是正されない限り、今後ますます私学経営が難しくなっていくということを教育長は認識していますか。

瀧田教育長 公立偏重という委員の御指摘ですが、あくまでも私どもが私学の運営等について意見を述べたり、指導をすることができないというか、そういう制度になっております。そういう意味では、公立の指導だけをしているということは否めないかなと思います。ただ、さまざまなスポーツあるいは学校の活動等で私どもが協力できることは協力もしておりますので、公立、私立がそれぞれの特色を生かしながら学校運営に当たっていると認識しております。

白井委員 いみじくも今、私学には手が出ない、指導が及ばないという話をしました。そこで、教育委員会に私学担当セクションが置かれているのは全国でどのぐらいですか。

瀧田教育長 程度の違いがそれぞれございますので、長野県では実際には部局というか、担当

者もいて指導しているというふうに向っております。ただ、山梨県の場合には、現実に他県と大きく違うところは、スポーツ、文化の面では私学の指導等に意見を述べたり、助成することができる部局も県の教育委員会にございますので、そういう意味では、ほとんどすべての県が、程度の違いはあれ、何らかの形で私学と協調あるいは助成あるいは支援といったことが、わずかであれできているとは思いますが。

白井委員 端的に言ったら、私学課という課が教育委員会に存在している県は全国に何県ぐらいありますかという話です。

瀧田教育長 正確な数は承知しておりません。

白井委員 高校教育課長とか義務教育課長とか、誰か知りませんか。

秋山総務課長 基本を申しますと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがございまして、それぞれ教育委員会と知事との所管の役割が定められています。私立学校については知事ということになっておりましてそういう形でやっておりますけれども、たしか秋田県が知事部局で、事務委任等を知事から教育委員会にされているというような形かと思えます。

白井委員 おそらく1県ばかりでないと思うよ。教育委員会に私学課が設置されているのは1県ばかりじゃないと思うよ。よく調べてごらん下さい。

それで、たまたま教育長は、いろいろな意味で私学の指導、助言あるいはサポートはしている、特にスポーツとか何とかということをおっしゃっているけれども、要するに、それは先ほど来、課長や教育長がおっしゃっているように、いろいろな法律的な問題、規則的な問題がありましようけれども、教育ですから、やっぱりこれはどういう形式を踏襲するかは別として、教育委員会が所管をするということ。

これだけ少子化だとかいろいろなことが叫ばれて、当然、公立学校だって経営の内容については気にしなくてはいけない。そのために高等学校再編を一生懸命やっているわけだから。しかし、私学というのは、御案内のとおり、私財をすべて提供して存在している。だから、私学は万が一経営不振、いわゆる立ち行かないときは、財産は国家に、公に没収されて、まさにその管理者、理事者、経営者には何にも残らないというのが学校法人の宿命だと思います。そういう意味で、まさに私学を潰すわけにはいかない、潰せないというのが現実の状態だと思います。今、大学では盛んに大変だ大変だと騒いでいますけれども、高校も、あるいは中学も、残念ながらそういうふうなことになっていかざるを得ない、既にそういう傾向が見えてきています。

そんな点で、少なくとも公私にかかわらず教育機関は教育委員会がしっかり所管して、教育委員会がいろいろな責めを負っていくということが本来の形です。国というのは、何十年来の踏襲で、ともかくも縦割りです。こういうものがあって、いつになっても国のそういう姿勢は変わっていない。変えなければいけないと叫んでもなかなか現実には変わっていないというのが実態ですけれども、国が変わらなかつたら、現場の例えば山梨県がそういうことを真剣に考えて変えていくという方法。先ほど総務課長が答弁したように、知事部局から委託を受けるか何を受けるかそういう事務的なことはともかくとして、一番やりやすい方法は何なのかということを実際に考える必要があるんじゃないかと思えます。

そういう意味で、スポーツや何かと言っていますけれども、現に山梨県の私学文書課において教育指導はほとんどあり得ない、なし得ないというのが実態です。先ほど来、レベルの問題が仁ノ平委員からありましたけれども、私学の場合は昨今、

大変レベルが向上しているというようこともこれは否めない事実であります。そんな点で、真剣にこのことを課題として考えていったらいかかと思えます。

そこで、学校教育法に基いて設置された山梨県下の私学に、どのぐらいの人数がいるのか、よく調べられて、休憩中でも何でもいいですから、それでまた教えてください。学校教育法に基づいて設置されている教育機関において学んでいる人たちがどのぐらいいるか、あるいは公との対比等も教えてください。

私は、高等学校の再編というのは、私学の存在を基本的に考えた、ある意味のそういうことをしっかりとファクターにした再編もぜひ考慮していかなければいけないと思いますが、いかがですか。

瀧田教育長

これまでの答弁になりますが、法的な制約もあったり、なかなか教育委員会が踏み込むというふうなことも難しい部分もたくさんあるかと思えますが、さまざまなことを今後とも研究はしていきたいと思っています。

委員御指摘の、全国的に少子化ということが1つ大きなファクターであるかなと思います。岩手では御承知の花巻東高校が脚光を浴びていますが、あそこも私学の統合によって、県の知事部局が相当力を入れて統合したという話も聞いています。今後山梨の将来ビジョン、委員御指摘のことでございますが、公私に限らず、どういう教育施策が考えられるか、年数がたくさんかかるとまた厳しい御指摘もあるかもしれませんが、また長いビジョンの中で研究を重ねていきたいと思っています。

池田新しい学校づくり推進室長

私学の生徒の数でございますが、平成24年度の高校1年生は、これは県内の中学卒業ばかりではないと思うんですが、2,148人と聞いております。今、県内には私学の高校が11ございまして、そのトータルが2,148人です。

白井委員

私学の存在を踏まえた高校再編ということが当然考えられるし、考えなければいかんと思うけれどもいかがですか。

池田新しい学校づくり推進室長

本県において教育というのは、公立も特色を出そうと頑張っておりますけれども、私学も特色を持った教育を推進していると考えております。双方の特色をそれぞれの生徒がよく理解して、ともに歩んでいかなければならない。そのためには私学と公立の間の協議等でお互いをよく理解しながら進んでいかなければならないと考えております。

白井委員

今後の高校再編に当たっては、私学の存在を十分踏まえた形での高校再編があり得るのか、あり得ないのか、どうですか。

池田新しい学校づくり推進室長

やはり公立側の定員にも非常に関係がありますので、今後の再編についてはやはりその辺は十分加味していかなければならないと思っています。

主な質疑等 福祉保健部関係

※第88号 山梨県食品衛生法施行条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第91号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(安心こども基金事業費について)

桜本副委員長 福3、児童福祉総務費の中の項目の安心こども基金事業費について質問いたします。これは、年齢的には何歳から何歳までの児童を対象にしているのでしょうか。

宮沢児童家庭課長 特に年齢制限は設けておりません。一般的に乳児院については乳幼児、それから、児童養護施設、ファミリーホーム、里親も含めまして、今回の整備につきましては、主に小学校から高校生までということで、年齢の対象とすれば小学校から高校生と考えています。

桜本副委員長 低年齢の子供たちが自身の生活向上というか、こういうことのためにこういったものを使いたいといった希望の拾い出しは、どんなふうに行っているのですか。

宮沢児童家庭課長 この対象事業としましては、今回、施設の改修費及び備品の整備ということで、委員がおっしゃるのは、児童を対象とするということで備品のほうだと思います。これにつきましては、里親あるいは児童養護施設、ファミリーホーム等に照会をかけまして、その中で要望を聞いております。特に備品につきましては、年齢層と備品の要望内容、これにつきましてはあらかじめ調査をしていく方法をとっているところでございます。

桜本副委員長 生活の向上を図るため、こういった立場の方々を公的にサポートしていく、見守るということですが、生活の向上の定義はどのようなものですか。

宮沢児童家庭課長 生活の住環境の整備ということで、子供たちが生活しやすい必要な修繕あるいは危険を排除する修繕、こういったものが住環境の整備ということになっております。

桜本副委員長 社会的な養護拡充事業という中で、例えば児童みずから、僕はこういったことを勉強していきたいんだと。そのためには、施設なり里親に対してこういったものを要望したいというふうに、例えば自分の生活という部分も含めて、自分のこれからの視野を広めたいといったものについても、対象としては認められるのでしょうか。

宮沢児童家庭課長 当然、子供の要望もございませうし、里親、ファミリーホーム、いずれ

も小規模の養育者になっております。そういった養育者の子供に期待するところ、親心といいますか、そういったところからも要望が出ているものと思います。

桜本副委員長 例えば具体的に、パソコンを欲しいとか、あるいは今、子供はほとんど持っているんですが、携帯電話といった部分についてはいかがですか。

宮沢児童家庭課長 今回お願いしております備品につきましては、パソコンでございます。携帯電話につきましては、今のところ国の要綱の中では対象となっておりません。パソコンにつきましては、小学校低学年から既にパソコンを活用した学習、授業等もあるようです。特に今回対象としている子供につきましては、高学年あるいは中学生ということで、学校での活用、学習での活用、それから、将来の就職のための訓練、こういったものに役立つということで備品を整備していきたいと考えております。

桜本副委員長 特に恵まれない子供たちでありますので、こういったものまで求められるんだよ、こういった可能性もあるんだよということについて、対象となる子供たちにも直接そういった細かいことが周知できるようにぜひ徹底を図っていただければと思います。

(地域自殺対策緊急強化事業費について)

次に、福5の精神保健費の基金、事業費であります。特に私は、今回一般質問の関連質問で、樹海等における自殺の名所といったところを、そこが人生のやり直しの場所になるように、自立支援施設というようなものも提案させていただきました。本年、自殺の行動指針を策定した中で、今回、単年度の基金事業費と緊急強化事業費というようなことで盛られています。県としては、こういった行動指針によって、今後、長期的にどういうふうな自殺対策を山梨県全体で考えているのか、あるいは、青木ヶ原樹海のような名所を克服するためにどのような計画をお持ちなのか、考えをお聞かせください。

篠原障害福祉課長 先般策定いたしました自殺防止対策行動指針は、山梨の自殺対策の基本的な方向をまとめてお示ししたと考えております。自殺対策につきましては、即効薬になるような事業がございません。地道な取り組みを継続してやる、これが最も重要であると考えております。青木ヶ原対策も含めまして、山梨県における自殺対策、総合的に計画的に、かつ、県民運動として、県民の皆様一人一人が自殺対策の主役になっていただけるような、そのような意識を持っていただくような運動にまで高めの中で、その先に成果が出てくるものと考えております。

桜本副委員長 短時間ではそういったものは難しいという答弁ではありますが、やはり全国の中で見て、自殺のメッカというものを払拭するには、いろいろな意味で広報活動も必要です。改めて地域イメージを変える努力も必要となってきます。県民運動という話があったように、やはり行動指針が出た中で、長期的に、例えば自殺者の数をこのぐらいをめぐりに、どういうふうな数値的な目標をお持ちですか。

篠原障害福祉課長 自殺者の目標についてでございます。行動指針の中では目標数値というようなものは取り扱っておりません。ただ、国の大綱は10年スパンでつくっておりますけれども、自殺を抑制し、例えば20%を減らすとかいう、1つの方向は示しております。ただ最近、山梨でもそうですが、全国的にも自殺者数が減少傾向にございます。そういう中にありまして、1人でも自殺者を少なくする、1人でも貴重なかけがいの命を守っていく、これを目標にしていきたいと考えております。

白井委員 自殺の問題だけれども、この100万円の補助先がNPO法人等と記されているけれども、これは山梨いのちの電話以外にあるんですか。

篠原障害福祉課長 県内ではいろいろな団体、NPO法人、あるいは法人格は持っておりませんが、任意団体あるいはグループというような広い意味での民間団体がいろいろと活動しております。

白井委員 いや、そんなに何十団体もないと思うよ。メインはいのちの電話で、年間それなりの助成をしているでしょう。どういう団体が何団体あって、これは予算額は県の単独ですか。そして、10分の10ということは、事業が決まっています100%助成をするということだけれど、もうちょっと詳しく教えてください。

篠原障害福祉課長 委員御指摘の山梨いのちの電話も含めまして、私どもが現在把握している団体が8団体ございます。この助成につきましては、1団体当たりの年間助成額の上限を30万円と考えております。ただし、今回、補正でございますので、3月末までは5カ月ばかりしかございません。そういう中で、相談支援とか、それから、人材の養成などに当たっていただくために必要な経費を補助しようとするものでございます。なお、この募集に当たりますには、インターネットなどを使いまして広く公募をする予定でございます。

白井委員 せんだってもしのちの電話の資料を見ましたけれども、相談員が足りなくて困っていると、こういった一番直近の資料に大きく訴えていた。すべてボランティアというわけにいかないの、そういう人たちにも一定の手当をするんでしょうけれども、今の答弁ですと、8団体あって、補助率は10分の10ですから、それぞれといたら極めて少ない金額になると思います。補助率が10分の10というんだから100%の補助だけれど、具体的にはどういう補助ですか。8団体あって100万円でしたら、これはものすごく少ないけれども、どういう事業費ですか。

篠原障害福祉課長 例えば現在、山梨いのちの電話でも、電話相談事業とか相談員の養成研修、講演会の開催、あるいはいろいろなPR活動、広報活動などを展開していただいております。今回の助成事業につきましては、これまで助成対象となっておりませんでした活動に対しまして、上限額はございますが、その活動に要する経費を基金事業で全額持とうとするものでございます。

白井委員 だから、事業費の全額を持つというのは、10分の10だから全額なんだろうけれども、8団体でたった100万円なんだから、それぞれの8団体がどういう事業を掲げていて、10分の10ということは事業費のすべてということだけれど、8団体もあって100万円で助成は10分の10ですよ。これは何ですか。

篠原障害福祉課長 今回5カ月の期間が対象になります。事前に対象となるであろう団体とはコミュニケーションを重ねて、団体の意向も考慮した上で予算化をいたしました。それぞれの団体では既に進めている事業、あるいはこれから進めようとしている事業に経費がかかります。その経費を、この助成事業に合致する部分につきましては県が支援をする。わかりにくいところは、30万円の上限額を設けたり、その範囲内で10分の10と言っているところでございますが、上限額の範囲内であれば、団体の負担はなくても事業ができるような、そういうスタイルの助成事業を考えたとところでございます。

(地域包括ケア体制整備事業費について)

仁ノ平委員 福2ページについて、当初の予算のところの説明いただいたかと思いますが、確認したいので教えてください。この在宅老人対策費は、サービスが提供できる体制を整備とあるので、改修や備品の購入ということではないのですか。

布施長寿社会課長 内容的には、仕組みづくりという中で、例えばお年寄りを見守る体制を地域でつくろうとするときに、事務所なり連絡網をつくろうとする、その具体的な備品等の整備についても対象にはなりません。コミュニティカフェなど、お年寄りに集まっていたところの場所づくりをしようというときに、そういう施設整備につきましても、これは国の要綱に基づいておりますけれども、それも対象になっております。

仁ノ平委員 そうしますと、事業内容のところに書いてある推進事業というのは、今御説明があったコミュニティカフェとか、そのための備品なども含まれるかと思いますが、それも含めてどういう推進事業かということをもう一度教えていただけますか。

布施長寿社会課長 個別の事業としての例示はしておりますけれども、要綱の中で、食事のサービスをするための仕組みを地域のみんなでつくりましょうとか、コミュニティカフェでお集まりになれるような場所をつくりましょうということも、それから、そういうためのボランティアを育てるためにみんなで集まって研修をしましょうとか、地域で高齢者を支えていくための各種事業をかなり広範に対象とさせていただいております。そのベースは国の基金事業の要綱に沿っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※請願第24-10号 重度心身障害者医療費助成制度の現行のまま窓口無料の継続を求めることについて

意見 (「継続審査」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(地域主権改革一括法等に係る対応状況について)

仁ノ平委員 大きな考え方の御説明の中でちょっと瑣末なことを申し上げるかもしれませんが、いろいろな考え方の変化の中で、行政用語の中あるいは一般用語の中で、4ページの11番あるいは5ページの一番下の11番にかかわることですが、「婦人」という言葉は最近さまざまな理由で使われなくなって、例えば婦人会館が女性センター、女性センターから男女共同参画センターに変わった。あるいは、婦人団体と

今、言わずに、ここ数年、女性団体と変わってきています。それから考えると、12月上程のときに山梨県女性保護施設とするほうが、ここ何年かの流れを考えると妥当ではないかと思うのですが、どうお考えでしょうか。

宮沢児童家庭課長 厚生労働省の基準に沿って今回、本県の条例を新たに制定するということでもとの基準にならってということで現状、検討しております。対象となるものが、厚生労働省の基準の中で婦人保護施設という言葉が全部使われていますので、現状ではそのように考えてはおります。

仁ノ平委員 今、厚労省が婦人という言葉を使っているというんだけど、あくまで地域主権で考えようということだから、山梨県は女性で行くぞという考え方もあると思うし、絶対将来的に婦人という言葉は国も使わなくなると思います。いい機会だから考えてみる必要があると思いますが、だめですか。

宮沢児童家庭課長 根拠法令が社会福祉法ということで、もともとは売春防止法から来ているものでございます。社会福祉法の規定で婦人保護施設という使い方をしていただいておりますので、委員がおっしゃる、最近の婦人と女性の考え方もございますけれども、これにつきましては法令が直るのか、表現が改められるのかどうか、法制担当とも協議をしなければなりませんので、その辺を検討させていただきたいと思っています。

(重度心身障害者医療費助成事業の見直しについて)

桜本副委員長 今回、知事から、重度心身障害者医療費助成事業の見直しについての考え方が出たわけですが、数字的に、この見直しに対する患者は具体的には何人になるのでしょうか。

篠原障害福祉課長 直近の3月末現在のこの制度の対象となる方は2万8,137人でございます。

桜本副委員長 2万8,137人が、一般的に1人当たりの平均医療費は幾らなのか、あるいは最大幾らなのか、あるいは月に平均何人ぐらい通院をしているのかという、そういった数値は何か手元にありますか。

篠原障害福祉課長 受給者登録をされている方は2万8,000人余でございます。その方々が年間のレセプトの件数、レセプトというのは1カ月単位で病院単位で、入院と通院と薬剤が別でございます。ここがちょっと複雑なのですが、レセプトの件数が72万件でございます。1人の方が通院をして、かつ、お薬もいただくと、レセプトはそれぞれ1つ、1つということになりますので、ここではダブルカウントになります。それから、毎月通院されると、年間を通して12回レセプトが出ます。ということで、これから、実際に2万8,000人のうち何人がこの制度が使っているかというのはデータ的に詰めることができません。平均的にはたしか、1レセプトあたり2千何百円という金額を助成をしているということになるかと思えます。

桜本副委員長 まず、やはり全県的なことですので、この助成を受けている人、受けていない方々にも、県としてのこの中身を十分説明できるようなものを持っていないかならないと思います。72万件、薬もあるからダブルカウントだとか、あるいはそういった中で助成を使っている人がどのぐらいいるのか、全然使われなかった人がどのぐらいいるという数値を見ながら、これが今後見直しによってどんなふうなことになっていくのかということも県民も知っていかなければならないと思います。それに

はやっぱり基礎的なデータを細目にわたって握っておく。そして、それが見直しに伴ってどれだけ変化してきたのかということがわかるように説明をする必要が今後出てくると思います。その中で、今までの数字的なものを分析していく、外に出せるようにしていくということをまず考えなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

篠原障害福祉課長 委員御指摘のとおり、早速にもこれまでの実績ベースのデータの整備をいたしたいと思います。

桜本副委員長 今回の議会の中でも、他県においては、障害を持った方々がこの助成費の見直しによって非常に影響が出たというような報告も出ております。その中で、まず窓口で払うお金に対して、他県の、どんな形になって影響が出ているかということのデータというか内容は、ある程度お持ちでしょうか。

篠原障害福祉課長 既にこの類似の制度を導入しております県には、直接職員が赴き、また、県庁からだけではなくて市役所などからも状況をお聞きして、先行している県の状況を相当程度把握しているつもりでございます。

桜本副委員長 障害を持っている人たちは、この制度の見直しによって非常に不安を持っていると思います。具体的にこの2万8,137人の方に一番懇切丁寧に対応するには、一人一人訪問して、見直しの制度がこのように変わったというようなことを説明するというのが一番やさしいやり方だと思いますが、それは人数的にも無理かと思えます。

次に何を考えるかといったら、例えばこの方々を対象に、すべてに資料を送付する。そして、その中でわからないことを市町村ベースで対応してもらおうというようなことも考えられると思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

篠原障害福祉課長 委員御指摘のありましたとおり、可能な限り、障害者の団体あるいはグループ、いろいろな催し、イベント、あらゆる機会をおかりいたしまして、お時間をいただきまして直接説明をするということはとても大事なことで思っております。今後、そういう機会をいただきまして、全県レベルはもちろんのこと、圏域、市町村単位の活動に当たりましても対応させていただきたいと考えております。

もう1つは、3万人近くの対象者のお一人お一人への対応でございます。ここの対応につきましては、市町村さんとの連携も大事でございます。それらを踏まえまして、委員のお考えも大いに参考にさせていただいて、今後よくよく遺漏がないような形をとっていきたいと考えております。

動議

白井委員

このことで昨日、障害を持つ皆様の幾つかの団体が一堂に会して、県の篠原課長も出向いて、話し合いがありました。窓口無料にしてくれないと、お金の関係で、医者に通う頻度が少なくなってしまう、あるいは行かなくなってしまう。そして、病をもっと重症化させてしまうんじゃないとか、いろいろな議論がありました。

我々も痛しかゆしのような感じもするのですが、例えばある人の発言によると、奈良県では貸し付け制度を設けたけれども、複雑でほとんど使われていない、あまりにも不便だということで使われていないのが実態だという話もありました。あるいは、窓口を無料化しても、例えば重心の子供さん方の受診率は下がったというのが群馬県の例なんだそうです。ですから、いろいろ考えてみると、これはともかくできるだけ創意工夫を凝らした対応が必要なのかなと思います。どうしてもこの8

億数千万の大変なお金を無駄にしてしまうのは、何とか回避したい。しかし、一方では、ほとんどの団体の責任者のお話を伺うと、当然のことかもしれないけれども、全員が反対なんです。賛成と言う人は1人もいないんです。

そういう意味で、これは提案なんですけれども、もちろん我々が議論をしっかりすれば、当然当局もここで聞いているんだから、そういうことを参考にしてもらえらるでしょうけれども、できるだけ不便でないような、あるいは障害者にとってできるだけ不都合が生じないようなことをさらに知事は考えて、そして、桜本委員が言いましたように、それを周知させるということだと思います。今の篠原課長の周知の方法でそれが全員に行き渡るかどうか、これも大変疑問だと私は思います。そういったことを、ここに知事の名代である部長もいますけれども、事の重要性に鑑みて、委員会として我々は衆議して、そして、知事に申し入れするというのを考えたらいかがかなと思います。

そして、人間の知恵で工夫をすれば、何とかいろいろな工夫、現実的なものもまたさらに出てくるかなと思います。二、三カ月後に返ってくるというんだから、じゃ、その二、三カ月の間をどうするか。例えば医者に平均的にかかる頻度とか金額が大体わかったら、当然、無利子だけど、後で返すお金ですが、二、三カ月のわずかな期間をクリアするために、貸し付けを前もってできないのかということも、彼らが医者に行けないとって悩む、訴えることをクリアできる1つの方法かもしれません。それが规则的にどうかということは研究したわけでもないけれども、事前に大体予測のできる治療費の当該者の負担分を事前に貸すことができれば、これであとは二、三カ月内に返ってくるんだから回転が可能だということも、やればできるのかもしれない。我々は無利子の貸付制度ができるだけ利用しやすい、有効的にしていく方途もぜひ、今の現実に考えをさらに進めるような方法もあわせて考える。そういったことを知事に、委員会の姿勢というか、考えとしてしっかり伝えるということもあろうかと思えます。

そんな点で、所管でほかに質問なさる人もいるかもしれないので、それが終わったら、委員会としての結論を決めて、そして、休憩でもとって、委員長案か何かでこういったことを知事に申し入れるというプロセスを踏んだらいいかなと思います。ですから、所管はこのまま続けてやっていただいて、一番最後にこの問題を委員長のもとで皆さんで審議できるようにしていただきたい。

(ドクターヘリについて)

久保田委員 ドクターヘリについて、本年度から整備されまして、この6カ月だけですけれども、出動件数をお聞きします。

田中医務課長 本年の4月1日から9月30日までの半年間の実績で162件の出動件数がございます。

久保田委員 それに対して出動して、救命率はどの程度ありましたか。

田中医務課長 県立中央病院の救命救急センターに搬送された方の救命率は92.7%となっております。

久保田委員 聞くところによりますと、やっぱり病院と各消防署の連携がうまくいなくて、搬送先までの時間がかかると聞いておりますけれども、これはどんな理由ですか。

田中医務課長 主な理由としましては、おそらく消防本部から、基地病院であります県立中央病院に対して要請がなれていないといえますか、こういった場合にすぐ呼ばなければ

いけないかと、そういうことがなれていないのではないかと考えられます。

久保田委員 92%で救命率が上がったということです。また所管が変わると思うんですけども、ドクターヘリの出動要請は、やっぱり各消防単位を統一した全県の機関ということで連絡をとれば、もう少し早くなるんじゃないかと思えます。そういう考えはどうですか。

田中医務課長 もし仮に県内の消防本部の119番通報の指令が統一化されれば1つのところに指令が全部来ますけれども、そこに医師が常駐すれば、その通信の内容を聞いただけで、おそらく危ない、危なくないというのがわかりますので、もしそういうのが実現すれば非常に効率的な体制になると思います。

(医師修学資金制度について)

久保田委員 もう1点は、県内に医師の就職を高めるために、山梨県は19年度から山梨大学医学部の医大生に奨学金を支給されています。それは金額は年間幾らぐらいですか。

田中医務課長 年間の金額は、平成24年度の予定ですけども、3億3,000万円余りとなっております。

久保田委員 それは何人ですか。その3億円は、全学年ですか。

田中医務課長 先ほど申しあげましたのは全学年を合わせてでございます、すべてで343人おります。平成24年度ですと、1年生で50数名おまして、それが4年次まで大体同じぐらいの人数がおります。5、6年生も40名ぐらいということで、そういう内訳になっております。

久保田委員 これは今年が6年目になるということですか。

田中医務課長 平成19年度から始めておりますので今年が6年目で、すべてそろそろ最終年度になります。

久保田委員 その医大生の卒業後、県内に残る率や、その対策をお伺いします。

田中医務課長 これまでの実績でございますが、これまで就学資金を受給された方が140名卒業しておりますけれども、うち8割が県内に残っています。

今後の対策ということですが、今やっておりますのは、県内に残っていただくためにはどういうふうにすればいいかということで、県内で充実した臨床研修事業が行われるということが重要ですので、指導医の育成とか、技能が向上できるような講習会の開催などをやっています。

久保田委員 一方で、山梨県立大学は60%を切る、50何%の就職率と聞いています。やはりそういうテクニックを特に山梨県立にも教えてもらいたいなと思います。山梨県も県立大学には相当出資していますし、そういうことの連携をとって、山梨県立大学も就職後、極力県内に残るように指導等もしてもらいたいなと思います。

(子育て支援について)

安本委員 1点だけ伺います。子育て支援についてです。8月10日に社会保障と税の一体改革関連法案が参議院で採決になりまして、可決、成立しました。消費税の引き上

げのほうは、これは景気の状態も見ながらですけれども、8%段階の引き上げが平成26年4月から、10%が27年10月からということで実施される予定です。マスコミの報道をいろいろ見ていると、消費増税という部分はかなり報道されています。関連法案の中でいわゆる子ども・子育て関連3法が8月22日に公布になっていると承知していますけれども、消費増税分と合わせて1兆円の増額がされると、かなり子育て支援にとっては朗報だと思っております、さまざま子育て支援の充実が図られることになっております。

それで、この子ども・子育て関連3法の制度の本格実施は平成27年4月からと承知していますけれども、それまでに、かなりの改正ですので、国も地方もさまざま準備をしていかなければいけないことがあるのではないかと思います。関連3法では、内容的には、新たな給付制度が創出になりましたり、また、認定こども園も、これも総合こども園制度との絡み、もう1回認定こども園制度で改善をしていくということもありました。また、放課後児童クラブについては小学3年までということですので、その延長の要望も聞いておられて、これも個々の地域の実情に応じて、小学校3年まででなくてできるようになるような話も聞いております。

それで、きょうここで全部何うわけにいきませんので、内容についてまず3点ほどお伺いしたいと思います。先日、国から都道府県に対して説明があったようで、その資料をちょっと見せていただきましたけれども、なかなか難しくわかりません。まず、市町村は、平成25年度から26年度にかけて、ニーズ調査をして、計画を策定するというふうにありました。県も市町村を取りまとめて全体のプランをつくるんだと思いますけれども、具体的にどんな計画をつくるのか。また、今、既存の、県でも子育て支援プランの後期計画ということで、平成26年度までの計画が進んでいると承知していますけれども、これとの関係はどうなるのか、まずお伺いします。

宮沢児童家庭課長 先般、国から通知がございました。法律の概要をそのまま焼き直したもので、なかなか難解な内容ではございます。1点目でございますが、現在想定できる県の計画でございます。法律上は、圏域の設定。山梨県の中の保育関係の圏域を設定すること、それから、その圏域の中にどのくらいの保育園あるいは新たにできます認定こども園、それから、幼稚園が見込まれるのかという点、教育・保育の量の見込みと法律上は書いてございます。それに、実施しようとする教育・保育の実施体制の確保ということで、主に保育所、幼稚園、認定こども園などの整備計画のことではないかと考えております。それから、人材の確保、資質の向上、こういった点について盛り込めという法律の内容になっています。具体的には、来年4月に国の子ども・子育て会議が設置されまして、その中でいろいろな議論の中で政省令として反映されていくものと考えておりますので、具体的な盛り込むべき内容についてはその時点になると明らかになってくるかと思っております。

それから、もう1点の現在の子育て支援プランとの関係でございます。子育て支援プランは、現在、後期計画、26年度までの計画で推進させていただいておりますけれども、これにつきましては次世代育成支援法に基づいて計画の策定をしているものでございます。実は次世代法につきましては、現在のところ、そのものの取り扱い、26年度以降の取り扱いについてまだ国のほうから議論の内容が見えてきませんので、今後、来年度以降、次世代法の取り扱いについても国のほうから進められてくるのではないかと考えております。

安本委員

今の計画の焼き直しみたいな形じゃなくて、今回の3法の趣旨にのっとって、もう1回きちんと見直していただきたいというのが私の思いです。

今、話が出ましたけれども、子ども・子育て会議というものを国が来年4月に設

置するということですが、市町村は努力義務のようですが、今も似たようなものもあるのかなと思いますが、県としてはそういったものは設置されることは検討されていますでしょうか。

宮沢児童家庭課長 現在、先ほど申し上げました子育て支援プラン後期計画の進捗状況、それから、施策につきまして、やまなし子育て支援プラン推進協議会というところで検討していただいております。このメンバーにつきましては、学識経験者、それから、教育関係者、保育関係者、労働界の代表、こういった方々にメンバーとなって参加していただいております。国の子育て会議につきましては、やはり同様な分野から選出することになっています。県の分野でどんな方をということはまだ明記されておりませんが、国の考え方を踏襲いたしますと、現行の子育て支援プラン推進協議会の体制を一部改編する内容で対応できるのかなとは考えております。

安本委員 まだよくわからないところもたくさんあるようですけれども、来年4月からいろいろなことが県も市町村も始まるということで、しっかりした準備をお願いしたいと思います。

それから、保育認定の部分について、特に今回、児童福祉法に定める「保育に欠ける」、このことが児童が保育所に入れるということにされていましたが、今度は保育認定と法律上位置づけられて、市町村が認定することになりましたけれども、保育所の保育認定の狙いというのはどういうものなのでしょうか。

宮沢児童家庭課長 これまで児童福祉法24条では、「保育に欠ける」という表現がされていました。今回の改正法によりまして、「保育を必要とする子供に対して保育をする」という表現に改められております。この狙いというのは、今後、保育をするに当たりましては、通常、保護者が市町村長に保育の必要性の認定を受けなければならない。保育所がいいのか、認定こども園がいいのか、それから、幼稚園がいいのか、家庭の就労の状況あるいは疾病の状況等でそういった施設を選択していくことになりまされども、認定を受けないと給付がいただけないということになりますので、そのための保育認定という制度が新たに考え方として出たものと考えております。

安本委員 今回の説明会の説明は内閣府が主体でやっていたと記憶しています。認定こども園、文科省の幼稚園、それから、厚労省の保育所と一緒に、もう少し実現可能な体制がしかれたということだと思いますけれども、制度の改正内容について、例えば給付ということであれば、私立の幼稚園も今後、市町村がかかわっていかなければいけない部分も出てくると思いますし、それから、小規模な事業所でやられている保育園についてもいろいろな関係が出てくると思います。

私はネット上で入手できるものはいろいろな資料を読みましたが、やっぱり行政サイドの資料が多くて、なかなか理解することが難しかったですけれども、そういったところの事業者等にも理解できるような、また、利用する住民目線といいますが、国民目線の資料もできるだけ早く出していただくことが、来年度から調査、計画づくりに役立つと思っております。ぜひ国のほうにもそういったパンフレットの早期発行について要望していただきたいと思っております。県のほうでも、情報がわかり次第、関係機関にはしっかりと伝えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

宮沢児童家庭課長 わかりやすい広報をするようにということかと思っております。法律が通ったばかりということで具体的な内容が明らかになっていないところがございますけれども、今回、内閣府を中心とした一元的体制で、子ども・子育て関連3法を所管していく

ことになりました。県では、内閣府の担当官を招聘しまして、来週、子育て関係一市町村、幼稚園関係者、保育所関係者、行政関係者などを集めまして、まず説明会を行いたいと考えております。それから、子育てにつきましては、保育あるいは子育てにかかわっている機関だけではなく、広く一般の市民、県民に広報する必要があると私どもも承知しておりますので、国に対して、わかりやすい説明資料といえますか、広報媒体を使った内容の説明を求めていきたいと考えております。

(休 憩)

※重度心身障害者医療費助成制度の見直しについての申し入れ

意見 なし

採決 全員一致で申し入れ案のとおり知事に申し入れるものと決定した。

その他

- ・公益財団法人山梨県体育協会について、閉会中もなお継続して審査を行うことと決定され、調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、詳細については後日通知することとされた。
- ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を10月29日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・8月28日から8月30日に実施した県外調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以 上

教育厚生委員長 土橋 亨